

2023 年 8 月 4 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

農学分会交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、以下の議題について農学分会交渉の開催を求める。貴法人側出席者には、農学部長・同事務長を含めること。

1. 雇用・労働条件・賃金など生活関連事項に関する要求

（1）教員定員の増加

教員の職務負担（講義の 15 週厳格化、入試業務、オープンキャンパス、高校訪問、保護者懇談、その他社会貢献活動）や教育負担が増大する一方であり、特に現状では若い教員が本学に長期間在籍し、研究に集中して取り組むための仕事環境が整っているとは言い難い。こうした現状に鑑み、本部に対して教員および技術員（技官）などの定員増加を学部として強く要請するべきである。

（2）特定教員の問題

農学部には教員としての適性が低く、学生へのハラスメントを含む問題活動を繰り返してきた教員がいるが、同僚教員の再三にわたる申し立てにもかかわらず、未だ適正な対応がとられていない。当該教員は一時的に他キャンパスへと移っているが、あくまでも一時しのぎで問題解決を先延ばししているだけである。これらの対応に何度にもわたる調査を受け、無駄に時間を要しており、当該学科の教員は疲弊してきたばかりか、補充人事もなく負担を負い続けている。この問題について農学部で解決するのではなく、本部との連携により速やかに根本的な解決を図ること。

（3）勤怠管理

現在、教員の勤怠管理は、学科共通事務室での出勤簿押印と、勤怠管理システム「ジョブカン」への入力の方が行われており、原則としてどちらもしっかり怠りなく行うようにと指示されている。教員は勤怠管理システムに概ね慣れたころであり、早期に出勤簿押印を廃止してほしい。

（4）専任事務職員数の増加と事務の効率化、情報や業務の共有化

相変わらず、教員の各種申請や報告書類作成の負担が大きく、研究教育に専念する時間が十分に確保できない事態が生じている。専任事務員の増員と、事務との業務分担の明確

化や電子決済等の導入による書類作成、押印などの業務削減のための事務の効率化の改善を要求する。また教員と事務部職員との円滑な意思疎通のために、事務部職員配置図の掲示を要求しているが、実現されていない。早急な対応を要求する。

また、かなり以前は各学科に専属の事務員がおり、現在学年担任が行っている業務の一部（各研究室分属者決定後の研究室ごとの学生の名簿作りや卒業式のときの研究室ごとの卒業証書の並べ替えなど）を担っていた。この制度を復活させてほしい。

（５）教員の業績評価

教員の業績評価の項目について、手当のついている職務についてもその職務遂行の実態にかかわらず高い評価がつけられたり、担当科目数など教員個人ではなく学科運営上の調整による項目があったりするなど、明らかに個人の評価項目に相応しくない項目がある。

最もウェイトの高い教育項目においてはほとんど評価の差がなく、実際は研究項目が大きく評価に関わっている実態がある。これらの農学部独自の評価項目について、広く意見を求めた上で改善することを要求する。

2. 学部運営の改善に関する要求

（１）透明な学部運営

教授会での議論や決定にもとづく透明な学部運営を求める。以前より、学科長会議や戦略会議の構成員であるごく限られた教授が学部運営や人事の決定権を握っているという実態があり、学則に則った学部運営をするよう本組合はその改善を求めている。

2020年の分会要求の回答では、学科長会議、戦略会議は決定権のない組織で、単なる意見や発想の交換の場であるとの回答を得ているが、それは全く事実とは異なっており、現在、実質的な学部経営や人事の決定権を持っていることは明らかである。現在の学科長会議、戦略会議が決定権を握る学部運営を改めて、学則に則った民主的へ透明性の高い学部運営を求める。

学生の教育や日常的な運営は専任教員全員が同等に責任を負っているものであり、様々な立場での意見交換や問題解決があるが、これらの事項も教授会で審議・報告されるのみで、学部全体の情報共有と意思疎通が准教授以下の教員ではできていない。教員全体会議の開催頻度を高め、学生の教育や日常的な運営は学部全体会議で議論するように改めること。

（２）学部長選挙について

前回選挙より、これまでの水面下での根回しによる互選によるものから、立候補と意思表示に基づく投票制になったことは高く評価する。これに続く民主化の改革として、学部長選挙には全専任教員に投票権を与えるように求める。

現時点では学則上の制約が考えられるが、少なくとも、立候補者の意思表示の場を全専任教員の参加のもとで開催すること。

もう一歩進み、最終的な票結果には反映されなくても、予備投票として教授以外の全教員の投票により意見が広く表明される機会を設けること。

3. 教育・研究環境の改善に関する要求

(1) 農学部昇任基準はそれぞれの分野の多様性を反映したものになっていない。このため、学科によってはその条件が厳しいものになっている。農学部昇任や大学院資格の審査基準は、分野や学科の事情を反映して、より柔軟なものに変更すべきである。

また、プロシーディングや紀要などの論文が基本的に昇任の業績としてカウントされないため、紀要や国際会議での発表を行うことへの弊害となっている。

(2) 教員の担任としての業務の範囲を明確にするとともに、教員として何処まで対応する必要があるか、明確にすること。

例えば、近年メンタルヘルスに問題を抱える学生がしばしば学年担任へ相談に訪れ、担任にとっては時間的にも精神的にも大変な負担となっている。これら学生への対応は、大学教員が対応するには限界があり、専門の職員の配置を行って集中的な対応が可能となるような体制を整備するよう要求する。

(3) 近大坂における自転車などの事故は継続的に発生しており、痛ましい事故が繰り返されないよう、「近大坂」の安全確保に対するさらなる措置を講ずることを要求する。例えば、近大坂の街路樹をすべて切り倒して見通しをよくし歩道を歩きやすくする、という計画が前回回答として挙がっていたが、その妥当性や進捗状況を確認したい。

(4) 富雄駅から奈良キャンパスへのバス料金の引き下げを求める。本部キャンパスで運行されている「近大シャトルバス」は片道100円である。富雄―農学部間も「農学部シャトルバス」を運行し、運賃を片道100円にするよう要求する。バス料金が下がれば、徒歩あるいは自転車やバイクによる通学者が減り、近大坂の安全性も高まることが期待できる。

(5) 多くの教員は研究・教育や学内業務に忙殺され、研究休暇の取得が困難な状況にある。研究休暇制度を拡充し、在外研究と同等の勤務5年に要件を緩和するよう要求する。研究休暇期間は1年に延長されたが、加えて、3ヵ月あるいは半年に分割して数年にわたり取得可能とする等、より柔軟に運用できる制度に改正するよう要求する。

また、研究休暇制度が取得しづらい環境にある。教員が不在の間の非常勤講師の追加雇用など、人員のサポートを行い、研究休暇を取得しやすい環境づくりを進めるよう要求する。

4. 校費や科研費、個人研究費など各種研究費の申請法や使用範囲に関する要求

(1) 申請法の見直し

各種事務書類の電子化が進んでいるが、本来、業務効率化に向けての変更のはずが教員側の利便性を考えず、事務側本位での手続きへの変更が進められているように思われる。これらの申請方法変更により、かえって二重提出や教員を経由するプロセスが増加するケースが発生している。

例えば校費の材料用品申請に関して、以前は、「1. 教員から業者に見積依頼」→（業者が事務に見積書原本をもっていき発注許可印をもらって教員に届ける）→「2. 教員が見積

書をもとに Web（発生点入力）申請し、申請書を印刷し押印して事務に提出」→（業者が検収後教員に納品）と、概ね教員は 2 ステップで済んでいたところが、新しいシステムに変更後は、「1. 教員から業者に見積依頼」→（業者が見積書の PDF ファイルを教員にメールの添付で送ってくるか、「見積書原本をもってきた場合には教員が見積書を PDF 化」）→「2. 教員が見積書をもとに Web 申請し、申請書（Excel）を PDF 化して、メールの添付ファイルで、見積書と申請書のファイル名を変更した後、事務に提出」と、場合によって教員側は 3 ステップになったり、少なくとも 2 ステップ目が煩雑になった。

本組合からの提案としては、科研費における K-shared を用いた申請のときのように、Web 申請時に見積書を申請画面上で添付できないか。そうすればメール送信の必要がなくなり 2 段階目が飛躍的に簡略化されると考えられる。

科研費の材料用品申請に関しても、教員側は以前より 1 ステップ増えた。以前は、「1. 教員から業者に見積依頼」→（業者が事務に見積書原本をもっていき発注許可印をもらって教員に手渡し）→（業者が検収後教員に納品と同時に納品書と請求書を教員に手渡し）→「2. 教員が緑色の明細書を手書きし、見積書、納品書、請求書とともに事務に提出」と、概ね教員は 2 ステップで済んでいたところが、新しいシステムに変更後は、「1. 教員から業者に見積依頼」→（業者が見積書の PDF ファイルを教員にメールの添付で送ってくる）→「2. 教員が K-shared で支出申請（明細書作成）し画面上で見積書 PDF を添付」→（業者が検収後教員に納品と同時に納品書と請求書を教員に手渡し）→「3. 教員が K-shared に再度アクセスして（検収した日が記載された）明細書を印刷した後、見積書、納品書、請求書とともに事務に提出」と、3 ステップを要することとなった。申請法の簡略化を求める。

また、決裁や書類手続きの簡素化と、事務の効率化、経費の削減を図るために、電子決済、クレジットカード決済、アスクル、Amazon 等の積極的導入すること。前回の回答では「事務システムの更改に並行して、アマゾン、アスクル等の導入を検討している」とのことであった。現時点における進捗状況を聞きたい。

（2）個人研究費の申請

個人研究費の申請では、各種申請に明らかに過剰な書類作成が求められている。教員が、多くの業務をこなしながらそれらの申請を滞りなく行うことは不可能である。また、過剰な申請書類の添付書類のチェック、書類の修正などは、事務の業務負担の増大につながっているため、改善を要求する。

（3）校費の使用範囲の拡充

農学部のいくつかの学科・研究室は野外調査を行ったり、対外機関へ学生を派遣したりしているため、学部生・大学院生の調査旅費を研究費から支出できるようにすること。

また、学生実習のための引率旅費について、指導している学部生や大学院生の数にかかわらず、年間の回数が決められている。研究活動が活発な大学院生の研究活動を支えるためには、院生の人数に応じた引率旅費が必要である。特に複数の大学院生を指導している教員に対しては、年 1 回の引率旅費に限らず必要に応じて引率旅費を認めること。

5. 学部設備に関する要求

(1) 研究棟のセキュリティに関して、出入り口が夜間施錠されるようになったが、学生が勝手に開錠していてほとんど効果がない。費用をかけてでも必要な箇所には自動ドアおよびセキュリティシステム（カード式施錠扉）を設置するよう求める。また、バス停横のアコーデオンが 22 時に閉鎖施錠され、教員が西駐車場から車を出せなくなっている。緊急時の研究実施、業務対応に非常に不便であるので改善すること。

(2) 農学部では授業の野外実習や研究室のフィールドワークが多く、かねてより要求していた、長靴の泥を落とす洗い場が数年前に設置されたことを高く評価する。一方で、体育の授業後、あるいは猛暑の中で屋外作業を行った後に、自由に使用でき設備が整ったシャワー付きの更衣室がない。シャワー付き更衣室の早急な整備を要求する。

6. その他

(1) 労働安全委員会に組合員が参画しているが、今後の人選については組合の推薦者を盛り込むよう要求する。また、法律に基づき、定期的を開催するよう要求する。

(2) 農学部に組合事務室の分室を早急に設置せよ。貴法人からは、窓もない狭く区切られた分析装置用の部屋で、人が常駐することを想定していない劣悪な環境である 1103 第 5 実験室の提案があったが、本組合はこれを拒否し、1119 室の転用を具体的に提案している。これについては調整中との回答があったものの、その後具体的な進展がない。この間に、つながる館などの施設の拡大があったにもかかわらず、組合事務室の設置に対して具体的な措置が取られていないことは本組合を軽視した態度と言わざるを得ない。1119 室、またはこれと同等の組合事務室の設置について早急に対応せよ。

(3) 各種申請書類の申請方法の変更に際し、変更手続きの説明が不十分である。各種、行事許可願など学生も関わるようなものに関しては、教員にメールで指示するように丸投げをして、事務自身が学生たちに説明するという姿勢が全くない。また、これらに対する現場からの改善要求に対しても対応が極めて遅く、基本的には取り合わないという事務側の姿勢が見て取れる。手続きの変更にあたっては、申請者側の利便性を考慮するものとするため教員とのコミュニケーションを図ること。また、教員に丸投げではなく学生に対して事務から十分な周知を行うこと。

8 月 31 日の農学分会交渉の際に回答せよ。また、可能であれば事前に書面での回答をすること。

以上